

会 議 録 (議事終了までの抜粋)

会議の名称		令和7年度磐田市防災会議		
開催日時		令和8年3月12日(木) 開会：午後1時30分 閉会：午後3時00分		
開催場所		磐田市役所 防災センター 災害対策本部室		
出席者	委 員	<ul style="list-style-type: none"> ・会場参加 草地博昭会長、白井宏明委員(代理：行方敏剛)、森西洋之委員、榊原正彦委員、内田聡子委員、好田成志委員、田代圭吾委員(代理：前田卓)、山本敏治委員、市川暁委員、高尾正博委員、門奈良則委員、勝瀬哲生委員、番匠俊行委員(代理：伊藤岳彦)、水野誠二委員、高瀬宏道委員(代理：西本鉄矢)、刑部正比呂委員、藤原孝一委員、高柳裕久委員(代理：今泉佳代)、山田耕司委員、平野弘和委員(代理：鈴木朋樹)、安間英雄委員、川島厚枝委員 ・WEB参加 鈴木誠司委員 以上23名		
	事務局	朝倉課長、大庭主査、青寫主事		
公開・非公開の状況		公開	傍聴者数	2名
会議次第		<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 会長あいさつ 3 議事 <ol style="list-style-type: none"> (1) 磐田市地域防災計画の修正について (2) 磐田市水防計画書の修正について (3) 磐田市津波避難計画の修正について 4 令和8年出水期からの新たな防災気象情報について (静岡地方気象台) 5 連絡事項 6 閉会 		

議長	<p>はじめに、会議録署名人の指名についてですが、「磐田市防災会議運営要領」第7条の規定に基づき、「磐田市消防本部 高尾委員」及び「磐田市赤十字奉仕団 川島委員」のお二人を指名させていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、はじめに磐田市地域防災計画の修正について事務局から説明をします。</p>
事務局	<p>磐田市危機管理課の青寫と申します。私から磐田市地域防災計画の修正について、ご説明申し上げます。</p> <p>タブレットの1-1 磐田市地域防災計画修正案の概要をご覧ください。</p> <p>地域防災計画は、市民の生命と財産を守るため、市や関係機関の災害対策の大綱を定めるものになります。災害対策基本法第42条に基づき、防災会議において、地域防災計画を作成し、毎年検討を加え、必要に応じて修正しています。</p> <p>今年度の修正案につきましては、事前に地域防災計画修正に伴う新旧対照表を送付させていただいております。限られた時間ですので、新旧対照表の細かな説明は割愛させていただき、今回大きく追記・修正した4つのポイントのみ、資料1-1、の概要に沿って簡潔にご報告いたします。</p> <p>1点目は、国の災害対策基本法等の改正に伴う修正です。復旧復興の迅速化に向けた「復興事前準備」の理念の追加や、備蓄状況の公表の義務付け等が規定されたことを踏まえ、備蓄状況を年に1回公表することなどを新たに明記いたしました。</p> <p>2点目は、令和6年能登半島地震を踏まえた修正です。生活再建に必要な業務を迅速に行うための士業団体との応援協定の締結や、災害対応にあたる職員の健康管理の徹底、また、被害状況の迅速な共有のためのIoTシステムの活用などを追記しております。</p> <p>3点目は、岩手県大船渡市の林野火災を踏まえた修正です。SNS等も活用した火の取り扱いの注意喚起や、監視パトロール等の警戒強化、山間地での消火活動を想定した資機材の整備について新たに記載いたしました。</p> <p>4点目は、静岡県が実施する施策の反映です。災害時の的確な支援につなげるため、NPO等と情報共有を行う「被災者支援連絡会」等の設置や、孤立予想集落について県と連携して実態を調査し、「孤立予想集落台帳」として整備することなどを記載しております。</p> <p>詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご確認ください。以上、簡単ではありますが、地域防災計画の主な修正点の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p>

議長	ただ今、説明がありました修正案につきまして、ご意見、ご質問等がありましたらお願いいたします。
西部地域局	岩手県大船渡市の林野火災の修正というところで、2月2日に福田地内で大きな火災がありましたが、当時の対応について上手くいった点や課題があれば消防本部の方から情報共有していただければと思います。
事務局	まず危機管理課からお伝えします。当時は消防本部と連絡を取り合っておりました。現場周辺に住家がないこと、また地形的に南側が海に面していることから、延焼はしにくい状況にありました。市民への影響も少ないため、消防による火災対応の範囲内とし、全庁で体制を敷くには至らないという判断をいたしました。市の体制については以上です。
消防本部	消防本部です。藤枝市や大船渡市の事例は、傾斜の急な山林火災であり、車両の進入が困難な環境でした。 今回の事案では、車両が近づけない状況ではなく、平時からの応援体制に基づき名古屋市の消防ヘリによる消火活動を円滑に実施することができました。また、浜松市のヘリが航空偵察を行い、的確な散水ポイントを名古屋市のヘリへ共有することで、効果のある消火が可能となりました。 一方で、強風下において、東面に工場の高い外壁があったため、周囲から火を囲い込む消火活動ができず、局面放水を余儀なくされました。放水箇所を追うごとに火が背後へと逃げてしまう状況に加え、強風にあおられる形で火が林野部へと進入してしまった点が、難しかったと認識しています。
西部地域局	もう一点、確認させてください。新旧対照表の64ページ、警戒の強化という項目の中に「市は警戒情報を発表する」との文言がありますが、この警戒情報を発表する際の具体的な基準や判断指標について、詳細があれば教えてくださいませんか。 また、大船渡市の事例を踏まえ、新たに「林野火災警報」および「林野火災注意報」が設けられたと認識しております。これらを運用するにあたっては条例の改正が必要になると考えられますが、そのあたりの検討状況や内容についても共有いただければと思います。
事務局	警報の発令に関しては、何よりも人命の保護を最優先に考えております。人命への影響の有無について消防本部と密に連携を図りながら、警戒体制の整備や警戒情報の発表を適切に判断してまいりたいと考えております。
消防本部	警報の発令に至らない状況下では、市民の行動を制限することは容易ではなく、制度はあっても実際には運用されにくいという課題がありました。これを受け、今回の条例改正において「注意報」を発令できるよう整備を進めております。本議会に条例案を提出しており、今後はより早い段階で注意報

	を発令することで、火気の取り扱いを抑制できる環境を整えていく方針です。
議長	それでは、次に進む前に、委員の皆様にお諮りいたします。「磐田市地域防災計画の修正案」は、原案のとおり承認することにご異議はございませんか。
委員	異議なし
議長	ありがとうございます。「磐田市地域防災計画の修正案」は、原案のとおり承認することに決定させていただきます。
事務局	<p>続きまして、「磐田市水防計画書の修正について」、事務局から説明します。</p> <p>それでは、磐田市水防計画書の修正について、ご説明申し上げます。</p> <p>タブレットの 2-1 磐田市水防計画の修正案の概要をご覧ください。</p> <p>水防計画書は、水防法第 33 条に基づき、市内の水防事務を円滑に実施し、水害から公共の安全を守ることを目的として策定するものです。</p> <p>本市は水防協議会を設置していないため、同法第 33 条第 2 項の規定に基づき防災会議委員の皆様には計画の修正についてお諮りしています。</p> <p>水防計画書の修正案につきましても、事前に新旧対照表を送付させていただいております。細かな説明は割愛させていただき、資料 2-1 に記載の 2 点のみをご報告いたします。</p> <p>1 点目は「洪水予報の発表基準の見直し」です。「氾濫危険情報」の発表基準に、急激な水位上昇等の要件が追加されたことを反映しました。</p> <p>2 点目は、津波災害警戒区域の修正です。津波災害警戒区域指定市町において新たに「静岡市」が追加されたことを反映しました。</p> <p>詳細につきましては、お手元の新旧対照表をご確認ください。以上、簡単ではありますが、水防計画書の修正点の説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。</p>
議長	ただ今、説明がありました修正案につきましても、ご意見、ご質問等がありましたらお願いたします。
議長	ご質問もないようですので、委員の皆様にお諮りいたします。「磐田市水防計画書の修正案」は、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。
委員	異議なし

議長	<p>ありがとうございます。続きまして、「磐田市津波避難計画の修正について」、事務局から説明します。</p>
事務局	<p>磐田市危機管理課の大庭と申します。津波避難計画の修正について、ご説明申し上げます。</p> <p>津波避難計画は、2011年に発生した東日本大震災の甚大な被害を踏まえ、津波から命を守るため、市民の皆様が迅速かつ的確な避難行動をとれることを目的として2016年3月に策定されたものです。</p> <p>本日は、磐田市防災会議条例 第2条 第1項 第2号の規定に基づき、市の地域に係る防災に関する重要事項として、本計画の修正について委員の皆様にお諮りいたします。</p> <p>修正案につきましては、事前に津波避難計画修正に伴う新旧対照表を送付させていただいております。その中より、修正点等を簡潔に説明させていただきます。資料は3-1、3-2になります。</p> <p>それでは資料3-1をご覧ください。今回の津波避難計画の修正の概要でございます。</p> <p>今回の修正事項はカムチャツカ地震による遠地津波を踏まえた修正が3点となります。</p> <p>1点目は、「遠地津波時における避難方法の追加記載」についてです。資料3-2の「新旧対照表」2ページをご覧ください。カムチャツカ地震発生の際の津波警報発令時のように、遠地津波の場合は到達までに時間がかかることがあります。そのため、到達時間に応じて最適な場所に避難することが必要である旨を追記いたしました。</p> <p>2点目は、「避難対象地区の精査」についてです。資料3-2の3ページをご覧ください。</p> <p>本計画では、津波警報発表時の避難指示発令区域を「防潮堤より海側や漁港周辺及び河川敷地の範囲 に対して発令をする」としております。</p> <p>しかし、表7-3では津波警報時の対象地区に自治会単位で丸印をつけていたため、「丸印がある自治会は全員避難しなければならないのか」といった混乱を招く可能性がありました。</p> <p>3点目は、「訓練・啓発の強化」についてです。資料3-2の5ページ下段を御覧ください。</p> <p>津波警報の対象区域を周知することや訓練においても津波警報を想定し実施し、警報の種類により適切な避難行動がとれるよう確認する旨を追加しております。</p> <p>以上で津波避難計画の修正点の説明とさせていただきます。よろしくお願</p>

議長	<p>いいいたします。</p> <p>それでは、皆様からご質問があればお受けしたいと思います。 カムチャツカの事案の際に市内で具体的にどのような事態が発生し、それを受けてどのように対応を改善したのか、その経緯についてももう少し詳しくご説明いただけますでしょうか。</p>
事務局	<p>事務局より補足説明をさせていただきます。7月30日の午前9時40分に避難指示を発令いたしました。当日は夏休み期間中ではありましたが、竜洋東小学校をはじめ、福田小学校、豊浜小学校、竜洋西小学校、竜洋中学校といった各公共施設には、総勢で約1,000名もの避難者が集まりました。</p> <p>併せて避難タワーを利用された方も多くいらっしゃいましたが、夏季ということもあり、長時間の滞在による熱中症のリスクや喉の渴きを訴える声上がるなど、現場では一定の混乱が生じていたと認識しております。</p> <p>こうした状況から、津波警報時の具体的な避難対象区域が、市民の皆様十分に浸透していないという課題が浮き彫りとなりました。本来、避難指示の対象は「防潮堤よりも海側の区域」および「河川敷」ですが、これまでは自治会単位での基準で運用していた側面もありました。そのため、対象区域の名称として自治会名が呼ばれると、その自治会にお住まいの方全員が避難対象であると判断し、一斉に避難行動をとられたことが今回の結果に繋がったと考えております。</p> <p>今後は、対象が「防潮堤よりも海側である」という点を強調し、分かりやすくお伝えすることで、適切な避難行動を促してまいりたいと考えております。</p>
事務局	<p>追加で補足させていただきます。7月30日の津波警報発出を受け、市としては大きく4点の改善を図る方針です。</p> <p>このうちのひとつが、今回防災会議にお諮りする「避難対象地区の明確化」です。併せて、市民の皆さんが日頃、最大級の津波を想定した「大津波警報」の訓練を主体に行っているため、実際の「津波警報」発出時に対応の混乱が生じているという課題があります。そのため、警報の種類に応じた多様な避難パターンがあることを、改めて周知・啓発していく必要があると考えております。</p> <p>また、当日は津波避難タワーへ即座に避難された方もおられましたが、先ほど申し上げた通り、遠地津波のように時間的猶予がある場合は、より安全な内陸部へ避難いただくよう周知してまいります。なお、今回の予算案に計上しておりますが、避難タワーへの日よけの設置についても検討を進めております。</p> <p>そして、7月30日は夏休み期間中で児童生徒は不在でしたが、登校時に</p>

<p>議長</p>	<p>津波が発生し、一般市民が学校へ避難してきた際の対応についても課題があります。現場の混乱を招かないよう、教育委員会との協議を継続してまいります。以上です。</p> <p>これまでの説明に加えて補足させていただきます。今回の対応では、隣接する袋井市と本市で避難指示の発出基準が異なっておりました。浜松市とは概ね同様の対応であったと認識しております。</p> <p>その結果、国道 150 号沿いの境界付近では、磐田市側と袋井市側で対応が分かれる形となりました。行政としては市境という線引きで判断せざるを得ない面もありますが、両市をまたいで生活する市民からすれば、避難の要否が分かれることに戸惑いが生じたのは明らかです。</p> <p>地震の揺れを伴う場合は、おそらく同様の行動パターンに収束すると思われませんが、今回のような「揺れを伴わない津波」の際に対応が分かれる点については、今後、広域的な視点で検討していく必要があると感じております。現時点で具体的な解決策があるわけではありませんが、これを課題として受け止めていただければ幸いです。</p> <p>なお、降雨時の河川に関する避難対応については、磐田市長と袋井市長が直接連絡を取り合いながら、足並みを揃えて避難指示を出す体制がとられています。しかし津波に関しては、袋井市側で防潮堤が完成しているといったハード面の整備状況の差もあり、判断が分かれたことが一つの課題として残りました。</p> <p>以上の状況を共有させていただきます。それでは、今回のカムチャツカの事案に限らず、皆様からご質問やご意見があればお受けいたします</p>
<p>西部地域局</p>	<p>新旧対照表 3 ページの表の見方について確認させてください。現行の計画では「1 番組」の欄に丸が付されていますが、「2 番組」については空欄となっています。先ほどのご説明では、1 番組の中でも避難が不要な区域を精査したことで改善が図られた、という趣旨に受け取れましたが、この 2 番組の空欄部分については、警報が発令された際にも避難指示を出さないという解釈でよろしいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>ご質問ありがとうございます。修正案における津波警報の項目については、記載の通り「注 1」を参照していただく形となります。</p> <p>これまでの自治会という単位による区分を見直し、注 1 に規定する「津波警報発表時の避難指示発令区域は、防潮堤より海側および河川敷とする」という定義に基づき、対象区域にいる方へ避難を促す運用への理解を深めたいと考えております。</p> <p>実際、防災行政無線（同報無線）で避難を呼びかける際、これまでは「避難対象は〇〇自治会、〇〇自治会です」といった表現を用いてきました。し</p>

	<p>かし、市民の皆様は自分の自治会名が呼ばれた時点で、内容を最後まで聞く前に「避難しなければならない」と判断し、行動に移される傾向があります。そのため、今後は「避難対象は防潮堤より海側」といった具体的なエリアを強調して伝えることで、本来避難が必要な範囲をよりの確にお伝えしたいと考えており、今回の修正を進めるものです。</p>
袋井土木事務所	<p>津波注意報および津波警報については、基本的に防潮堤より南側にいる方に対してのみ避難指示を発令するという事かと思えます。そうしますと、現在の表の形式では少々分かりにくい印象を受けます。例えば、津波警報において避難が必要な対象地域（現在の表で○がついている防潮堤より南側の地域など）については、別途項目を括りだして整理したほうが、より視認性が高まるのではないかと感じたのですが、いかがでしょうか。</p>
事務局	<p>ご質問ありがとうございます。自治会という従来の枠組みを外し、防潮堤よりも海側の区域や河川敷に滞在されている方々を対象としていることを明確にするため、今回のような記載方法を採用いたしました。</p>
袋井土木事務所	<p>記載の考え方は良いと思いますが、津波注意報および津波警報の項目については、あえて表形式にする必要はないのではないかと感じました。この点については、改めて市の方でご検討いただければと思います。</p>
事務局	<p>ありがとうございます。検討させていただきたいと思えます。</p>
議長	<p>他はよろしいでしょうか。また後程、さまざまなことについてご意見ご質問いただければというふうに思えます。</p>
	<p>ご意見、ご質問も出尽くしたようですので、委員の皆様にお諮りいたします。「磐田市津波避難計画の修正案」は、原案のとおり承認することに、ご異議はありませんか。</p>
委員	<p>異議なし</p>
議長	<p>ご異議がないようですので、「磐田市津波避難計画の修正案」は、原案のとおり承認することに決定させていただきます。ありがとうございました。</p> <p>以上で、本日の議事は終了となります。 それでは、議長の職を解かせていただき、進行を事務局に戻します。</p>